

「市民の日」に関する公の施設の無料開放実施要領

1 目的

多くの市民が集い、触れ合う機会を増やすことにより、「市民の日」の定着化を図ることを目的とする。

2 実施日

「市民の日」（10月18日）並びに直近の土曜日及び日曜日の3日とする。

ただし、10月18日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日を含めた3日とする。

なお、施設の運営方針等により、1日又は2日の実施とすることも認めるものとする。

3 対象者

実施施設の利用者すべてとし、市内在住の有無を問わないものとする。

4 対象施設の基本的な考え方

- (1) 市の文化及びスポーツ施設のうち、予約を要さない施設について、個人が使用する場合を対象とする。
- (2) 施設の使用に係る利用料金等を無料とし、附帯施設及び設備（駐車場、ロッカー等）の利用料金等は対象外とする。
- (3) その他、文化及びスポーツ施設以外で、市民の日を記念して施設開放（見学を含む）できるもの。

5 利用料金等減免の手続き

各施設所管課において行うこととする。

附則

この要領は平成8年5月7日から施行する。

附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。